

「平成 26 年度県民経済計算」利用上の注意

1. 県民経済計算の作成主体について

県民経済計算の作成主体は、各都道府県及び政令指定都市である。現在、県民経済計算は全ての都道府県で公表している。

また、現在市民経済計算を作成している政令指定都市は、「札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市」の 15 市であり、最新の計数をもとに編集したものである。

2. 県民経済計算の計数について

(1) 計数の作成方法

県民経済計算は国民経済計算に準拠して、平成 17 年基準で、平成 13 年度より作成されている。

県民経済計算は各都道府県が「県民経済計算標準方式」に基づき作成したものであるが、基礎資料の整備状況、推計の発展段階の相違等により、その推計方法は必ずしも全都道府県同一ではない。計数の都道府県間比較にあたってはこの点を留意されたい。

(2) 計数の改定

県民経済計算は、多くの統計調査から得られるデータを用いて推計しているが、統計調査の中には毎年実施されないものも多く、実施されない期間（中間年次）については便宜上、統計的処理により求めた数値を用いている。したがって、新しい調査結果が公表された時は、そのデータを使って過去に遡り改定することになる。

また、国民経済計算は、5 年ごとに基準改定されるので、それに合わせた改定も必要となる。さらには精度向上を図るため、推計方法についても絶えず見直しを行っており、必要に応じ遡及改定を行っている。

このため、ある年の「県民経済計算」として公表した計数は、翌年度以降の「県民経済計算」の当該計数と一致するとは限らず、利用にあたっては注意が必要である。

(3) 実質化について

実質化の手法として連鎖方式と固定基準年方式があるが、生産系列の実質化には連鎖方式、支出系列では固定基準年方式を採用している。連鎖方式とは、実質化の指数算式において前年を基準年とし、それらを毎年積み重ねて接続する方法である。

(4) 使用している人口

各都道府県相互の比較が可能となるように、県民経済計算の推計対象年が、国勢調査の調査対象年の推計においては「国勢調査」（総務省）、国勢調査の間の年の推計においては「補間補正人口」（総務省）、最新の国勢調査年以降の推計では「10 月 1 日現在推

計人口」(総務省)を全都道府県統一的に使用している。

3. 経済活動別分類について

経済活動別分類は、以下の区分で表章を行っている。

第1次産業：農林水産業

第2次産業：鉱業、製造業、建設業

第3次産業：電気・ガス・水道業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、
運輸業、情報通信業、サービス業、政府サービス生産者、
対家計民間非営利サービス生産者

4. 地域ブロック区分

県民経済計算における地域ブロックは、以下の7ブロックである。

北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
中部	富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

5. 各表について

総括表 2. 「県内総生産(生産側、実質：連鎖方式)ー平成17暦年連鎖価格ー」

(1)連鎖方式では加法整合性が成立しないため、各都道府県の積み上げから全県計・地域ブロック計を求めることができない。このため、全県計・地域ブロック計は内閣府で作成している。

総括表 5. 「県民所得」

(1)県民所得は、県民雇用者報酬、財産所得(非企業部門の財産所得の純受取)、企業所得(企業の財産所得の純受取を含む)を合計したものである。したがって、個人の所得水準を表すものではなく、企業利潤なども含んだ各都道府県の経済全体の所得水準を表していることに注意されたい。

総括表 9. 「1人当たり県民所得」

(1)「1人当たりの県民所得(=県民所得÷県の総人口)」を掲載している。なお、分母の総人口は、総括表 11.「総人口」を参照。

総括表 10. 「1人当たり県民雇用者報酬」

(1)「1人当たりの県民雇用者報酬(=県民雇用者報酬÷県民雇用者数)」を掲

載している。

総括表 11. 「総人口」

- (1) 県民経済計算の推計対象年が、国勢調査の調査対象年の推計においては「国勢調査」（総務省）、国勢調査の間の年の推計においては「補間補正人口」（総務省）、最新の国勢調査年以降の推計では「10月1日現在推計人口」（総務省）を全都道府県統一的に使用している。

総括表 12. 「県内就業者数」

- (1) 県内就業者数を掲載している。就業者とは、生産活動に常用雇用・日雇を問わず従事する者をいい、県内就業者数とは、居住地を問わず県内で就業する者の数を指す。

総括表 13. 「県民雇用者数」

- (1) 県民雇用者数を掲載している。雇用者とは、生産活動に常用雇用・日雇を問わず従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従業者を除く全てをいい、県民雇用者数とは、就労地を問わず県内に居住する雇用者の数を指す。

主要系列表 1. 「経済活動別県内総生産（名目）」

- (1) 県内総生産には「輸入品に課される税・関税」、「(控除)総資本形成に係る消費税」が含まれているので、第1～3次産業の合計とは一致しない。

主要系列表 2. 「経済活動別県内総生産（実質：連鎖方式）－平成17暦年連鎖価格－」

- (1) 連鎖方式による実質値は加法整合性が成立しないため、「開差」を設ける事で調整している。なお、「開差」は、〔県内総生産（連鎖価格）－産業－政府サービス生産者－対家計民間非営利サービス生産者－{輸入品に課される税・関税、(控除)総資本形成に係る消費税}〕である。

- (2) 連鎖方式では、加法整合性が成立しないため、各都道府県の積み上げから全県計・地域ブロック計を求めることができない。このため、全県計・地域ブロック計は内閣府で作成した。

主要系列表 4. 「県内総生産（支出側、名目）」、5. 「県内総生産（支出側、実質：固定基準年方式）－平成17暦年基準－」

- (1) 県民経済計算では、生産側を基礎としているため、支出側に「統計上の不突合」を計上し、県内総生産（支出側）と県内総生産（生産側）の一致を図っている。

6. その他

- (1) 「－」はその項目が推計又は計算されていないことを表す。項目中に「－」を含む場合は、全県計、地域ブロック計は計算されない。
- (2) 「x」はその項目が秘匿数値であることを表す。

(3) 各表の「増加率」は次式により算出した。

$$\begin{aligned} \text{増加率} &= (\text{当年度の計数} - \text{前年度の計数}) \div \text{前年度の計数} \times 100 \\ &= (\text{当年度の計数} \div \text{前年度の計数} - 1) \times 100 \end{aligned}$$

なお、四捨五入計算の関係で各都道府県（市）公表値と異なる場合がある。

(4) 県内総生産を実質化するデフレーターは次式により算出した。

$$\text{デフレーター} = \text{県内総生産（名目）} \div \text{県内総生産（実質）} \times 100$$

このため、各都道府県（市）公表値と異なる場合がある。